

育てる男が、社会を変える。





IKUMEN AWARD 2016

イクメン企業アワード2016 応募企業を募集しています。

男性従業員の育児参加を推進する企業を目指しませんか？
社員一人ひとりの笑顔が、会社をもっと元気にします。

イクメンプロジェクトは、男性従業員の育児参加を積極的に促進しつつ、業務改善を図る企業を応援します。

目的

働きながら安心して子どもを産み育てることができる労働環境の整備を推進するため、男性の育児と仕事の両立を積極的に促進し、業務改善を図る企業を表彰します。表彰企業の取組内容はホームページ等で掲載し、他企業のロールモデルとして普及させていくことにより、企業における働き方を改革し、育児と仕事の両立を推進します。

募集対象

男性の仕事と育児の両立支援に取り組む企業・団体 ※国及び地方公共団体は除きます

◎応募企業等は以下の要件を全て満たすこと。また、グループで応募する際は、グループを構成する全企業等が以下の要件を全て満たすこと

①、直近の1年間(平成27年4月～平成28年3月)の男性従業員の育児休業取得率が全国平均の2.30%(平成26年度雇用均等基本調査の値)を超えていること

【計算式】育児休業取得率=A÷B (A)配偶者が出産した者のうち、直近1年間に育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)/ (B)直近1年間で配偶者が出産した者

(注1)「育児休業」とは、育児・介護休業法第2条第1号に規定する原則として1歳未満の子を育てる従業員を対象とした育児休業を指す。労働基準法上の産前産後休暇や年次有給休暇、又は事業所独自で規定する配偶者の出産に伴う休暇等を除く。(注2)計算式は厚生労働省雇用均等基本調査における育児休業取得率の考え方に基づくもの。

②、一般事業主行動計画を策定していること ③、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、男女雇用機会均等法に関する義務規定違反がないこと ④、③以外の労働関係法令に関する重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと ⑤、過去にグランプリを受賞していないこと

審査

書類審査(場合によりヒアリングを実施)

表彰

グランプリ、特別奨励賞 ※過去に特別奨励賞を受賞した企業は、再度特別奨励賞を受賞することはできません

表彰式

平成28年10月18日(火) 日本科学未来館(東京)にて実施予定

応募期間

平成28年5月24日(火)～平成28年7月22日(金)

応募方法

応募書類をイクメンプロジェクトHP(<http://ikumen-project.jp>)からダウンロードの上、下記メールアドレスへ電子メール、又は郵送にてご提出ください。また、参考資料がある場合には、添付してください。

書類送付先

【イクメンプロジェクト事務局】 【メール】jimukyoku@ikumen-project.jp
【郵送】〒107-0062 東京都港区南青山5-4-19 2F (株式会社アバランチ東京内)
担当:依田・海尾・工藤 電話:03-5774-2510 FAX:03-5774-2511

「イクメン企業アワード2015」受賞企業



審査項目

応募書類及び添付資料をもとに、下記4点の項目で審査致します。

男性の育児休業の取得促進、
積極的な育児の推進の取組

仕事と育児を両立できる
職場環境の整備

管理職を交えた取組

取組による定量的な効果

※過去に特別奨励賞を受賞した企業等は、当該受賞以降に開始した新たな取組に基づき審査致します

表彰企業の公表等

●表彰企業の取組内容は、厚生労働省イクメンプロジェクトホームページに掲載する等、厚生労働省における各種広報にて広く公表致します。●表彰企業は、イクメン企業アワード金ロゴ*を企業PR等に活用できます。



IKUMEN AWARD 2016
*イクメン企業アワード金ロゴ

スケジュール(予定)



お問い合わせ

イクメンプロジェクト事務局 TEL:03-5774-2510
(平日 10:00～18:00)
ikumen-project.jp

◎ホームページではイクメン企業アワード過去受賞企業の事例紹介も行ってまいります

育てる男が、家族を変える。社会が動く。

